

※課税事業主の場合、売上高は
全て**税抜き**で記入してください。

別紙②店舗ごとの協力金申請額計算書：要請期間中の開業の場合

店舗名	
-----	--

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。
※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

時短要請等期間中（8/14～9/30）に開業した店舗がある方の計算書です。

令和2年8月2日～8月13日に開業した事業者の方は「開業1年未満の場合」を使用してください。

- ・『桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、名張市、伊賀市』に店舗がある方は②、⑤、⑪に協力日数を記入し計算してください。
- ・『伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町』に店舗がある方は②、⑧、⑪に協力日数を記入し計算してください。

県独自時短要請期間（8/14～8/19）の支給額				
当該店舗の売上単価	×	協力日数	=	県独自時短要請期間の支給額
① (定額) 25,000 円		② 日		③ 円
※定休日・休業日も支給対象です。				

まん延防止等重点措置期間（8/20～8/26）の支給額				
必ず重点区域かその他区域のいずれかを選んでください。				
重点区域の支給額				
当該店舗の売上単価	×	協力日数	=	まん延防止等重点措置期間（重点区域）の支給額
④ (定額) 30,000 円		⑤ 日		⑥ 円
※定休日・休業日も支給対象です。				
その他区域の支給額				
当該店舗の売上単価	×	協力日数	=	まん延防止等重点措置期間（その他区域）の支給額
⑦ (定額) 25,000 円		⑧ 日		⑨ 円
※定休日・休業日も支給対象です。				

緊急事態措置期間（8/27～9/30）の支給額				
当該店舗の売上単価	×	協力日数	=	緊急事態措置期間の支給額
⑩ (定額) 40,000 円		⑪ 日		⑫ 円
※定休日・休業日も支給対象です。				

※シートには保護がかかっており、色付きのセルのみ入力可能です。

県独自時短要請期間の支給額	+	まん延防止等重点措置期間（重点区域）の支給額	or	まん延防止等重点措置期間（その他区域）の支給額
③ 円		⑥ 円		⑨ 円
緊急事態措置期間の支給額	+	支給総額		
⑫ 円	=	⑬ 円		



※ 要請期間中に開業した店舗がある場合は、その店舗について営業の実態を確認する必要があるため、協力金の支給に日数を要する場合があります。（申請受付要項P.10参照）